
目安箱への投稿

■ 日付：2023/10/4

■ 件名：協議、指示について

■ ご意見・お問い合わせ

当該地区で製造していない規格の石材で設計されており、契約書第18条で石材規格を変更する質疑をあげ、石材については別途指示すると回答されたが、過年度工事でも同様の事案があがっているにも関わらず規格を変更しないでいただきたい。

■ 回答

契約書第18条に基づく受注者からの通知により、構造や規格等の変更を伴うことを確認した場合は、適正化指針に記載のとおり総括打合せ時の指示を原則とし、改めて協議書の作成を指示することがないよう指導してまいります。

尚、設計等に時間を要する場合は必ず指示予定日を通知することを徹底します。

また、発注時点で分かっている内容については、当初発注に反映し発注するよう努めてまいります。